

「障がい者スポーツ論」授業の学び

— 「工夫」の知恵を習得する—

島田 肇*・荒賀博志**

1.はじめに

東海学園大学スポーツ健康科学部では、2014年度より専門科目群展開科目の一環として「障がい者スポーツ論」が開講された。本授業では、障がい者スポーツ指導員（初級）の資格が授業単位を取得することで得ることが出来る。2020年の東京オリンピック・パラリンピック決定や近年の学生の資格志向の影響もあって、初年度は92名が履修した。

履修者数が多いことは、授業運営や教室の管理、授業内容の深化等を考えると課題も多々あるが、こうした課題は、授業のコマを2分割することで解消した。また、障がい者スポーツへの関心拡大やスポーツの理解強化、パラリンピックの啓蒙等という点では、こうした傾向は好ましいことでもある。

「障がい者スポーツ論」授業で特に重きを置いている点は、スポーツを行う上での「工夫」の重要性である。本稿の目的は、「障がい者スポーツ論」授業を学ぶ学生が、心身に障がいを負い、あるいはスポーツすることの苦手な人々に対して、「工夫」することの重要性につき何らかのヒントを与えることができる指導者に成長することを、本授業では目標としている点について、実際の授業内容を通して報告する事にある。尚、本稿の執筆は、はじめに、第2章、第3章の一部、おわりに、を島田が担当し、第3章を荒賀が担当した。

2. 「障がい者スポーツ論」授業の目的

「障がい者スポーツ論」授業の授業概要（2015年版）では、「スポーツは万人のためのものであり、その対象はすべての国民である。その国民の中には高齢者や児童、そして障がいを負った人々等、運動の苦手な人々も含まれている。障がい者スポーツの理解は、そうした人々にとって、どのような運動を身近に楽しめるか、どうしたら参加することができるか等の「工夫」や知恵を授けてくれる」（下線は筆者による）と記されている。

心身の障がいや加齢は、一般的には運動や激しいスポーツには不利であると考えられがちである。筋肉の衰え、判断能力の低下、身体の欠損等は、多くの場合、俊敏性や強化が求められる運動やスポーツにとっては望ましくない様体であろう。しかし、運動やスポーツは、果たして強靱な筋力や体形あるいは精神力だけで行われるものであろうか。事柄を問わず、苦手なものが得意になる、嫌いなものが好きになる、縁遠い事柄が身近になる等、ちょっとした出来事やはずみで、ある事柄が自分にとって大きく変化することは日常には多くある。その瞬間の「工夫」の重要性は、例えば、勉強やスポーツが飛躍する時の大きなロイター板の役割を果たすと考えられる。「障がい者スポーツ論」授業では、特にスポーツにおいて、

*東海学園大学スポーツ健康科学部准教授 **東海学園大学スポーツ健康科学部非常勤講師

「工夫」することの意味や重要性を学生達に伝え、かつ自身で考えられるスポーツ指導者を養成することをひとつの目標としている。

3.障がい者スポーツ授業の実際

実際に障がい者にスポーツ指導をする場面では、様々な「工夫」が求められることが多い。「工夫」することで可能性が広がり取り組みやすくなるのである。そして障がい者が自信を獲得し、普段の生活に「生きがい」を持つことができるようになると考えられる。こうした点から、授業では、学生にスポーツ指導をする際に必要な知識や「工夫」するためにはどこに視点を置くかを説明し、講義でその内容をより理解してもらうために実技を通して実際の指導方法を伝え、障がい者に対するスポーツの指導方法を身につけることを目標としている。以下では実際の授業内容について説明する。

尚、障がい者スポーツ論の授業は、主に、障がい者福祉施策と障がい者スポーツ施策、障がい者スポーツの意義と理念、パラリンピックの概要、全国障がい者スポーツ大会、ボランティア論、を島田が担当し、障がい者（身体・知的・精神）の理解とスポーツ（障がい者スポーツの指導方法も含む）、公認障がい者スポーツ指導者制度の概要、障がいに応じたスポーツの実施（障がい者スポーツの体験）、障がい者の方達との交流、を荒賀が担当している（『東海学園大学スポーツ健康科学部授業概要（2015）』参考）。

（1）障がい者福祉施策と障がい者スポーツ施策の理解

戦後からの日本における障がい者スポーツは、障がい者への福祉施策の一環としてリハビリテーションと云うかたちで行われてきた。障がい者にとってスポーツは、就労や教育と同じ視点で捉えられ、施策も策定されてきた事を、日本の障がい者福祉施策の流れの中で講義する。

（2）障がい者スポーツの意義と理念（パラリンピックと全国障がい者スポーツ大会の概要を含む）

1947年、イギリスの病院で行われた車いす患者によるスポーツ大会をきっかけに行われることとなった国際的なパラリンピック大会と日本国内で行われてきた全国身体障がい者スポーツ大会や全国障がい者スポーツ大会の歴史や概要について講義する。また、その過程で、障がい者スポーツの意義や理念についても触れる。

（3）ボランティア論

障がい者スポーツの進行は多くのボランティアによって成り立っている。ボランティアの養成は、これからの障がい者スポーツだけではなくスポーツ大会や様々なイベント興行にも欠かせない要素である。授業では、ボランティアの特徴や心得、報酬との関係等、視聴覚教材を利用しながらその理解を深めていく。

（4）障がい者の理解とスポーツ（スポーツの指導に必要な知識）

①障がいについて（身体障がい、知的障がい・発達障がい、精神障がい）の概要、特徴、障がいに応じて配慮する等点をスポーツ場面の映像を使い、説明する。

②障がい者に対するアプローチ方法

指導するには障がい者の情報（障がいの中身、運動歴等）が必要になる。そのためには、相手との距離感と立ち位置等を考慮する等、相手が話しやすく接しやすい環境を作り、情報収集のためのアプローチが大切になる。

③障がいに共通する指導方法

出来るところを見ること、スモールステップ（段階的に難度を上げていく）でプログラムを作

成すること、選択肢を増やし、本人に決めてもらうこと（自己決定の重視）が重要になる。

④障がい別の指導方法

各障がいに応じた工夫点のポイント、効果的な用具・道具について、ルールの変更、道具の改良などの工夫点を理解する。「工夫」には、まず身近にある物を利用し、既存のルールにとらわれず考えていくことが重要である。

(5) 「工夫」する視点

障がい者とコミュニケーションをとり、障がい者の考えを取り入れ、指導者側の一方通行の指導にならないこと、何回も試すことで障がい者に一番あった方法が見つかることを理解しておくこと（失敗を恐れずに何回もチャレンジする、1回でうまくいくことは少ない）が重要である。

(6) 資格制度について

日本障がい者スポーツ協会公認初級スポーツ指導員の資格認定校であるため、障がい者スポーツ指導者資格の制度と役割を理解する。

(7) 障がいに応じたスポーツの実施（実技種目）〈4コマ〉

①車椅子バスケットボール〈2コマ〉

車椅子バスケットボールの概要（ルールも含む）のレポート作成（実技前に提出）。競技用車椅子の特徴、ホイールの取り外し方、チェアワークを行い、ゲームを体験する。（ゲーム時はその時に自分たちのレベルにあったルール内容に変更する）

通常の子車椅子と競技用の子車椅子の違いを知ることにより、道具の「工夫」が大切であることを理解する。シュート、パスのやり方は学生に考えてもらい、いつもと違う身体の使用方を実感すること、車椅子を操作しながらボールを取り扱うことによって身体の使用方の「工夫」を考える。

②ボッチャ〈2コマ〉

運動経験の少ない重度障がい者に対する指導方法の「工夫」を理解する。

ボッチャルール・クラス分けの説明、ボッチャのゲーム（審判方法）、スモールステップの練習方法（ペットボトル、新聞紙、フープを使用）を行う。ゲストを（パラリンピック日本代表）迎え、デモンストレーションを通して、一緒にゲームを行う。その後、ボッチャの取り組みや日常生活について話を聞き、普段から「工夫」している点を理解する。

以上が授業の内容になる。講義では、学生がイメージしやすいように写真、動画を多く使用している。この時、映像を見ながら解説を加えると学生たちは理解しやすいように思う。また、実際に障がいがある人たちがスポーツをする場面を見ることが大切だと伝え、障がい者スポーツのボランティア情報（大会、教室、クラブ練習等）を随時、授業内で情報提供をしている。

実技は、時間が少ない上、学生の人数が多いので、ルール等、競技内容については事前にレポートを提出してもらったり、当日に資料を配布することで対応している。実技で大切にしていることは、体験だけで終わらないようにすることである。実際に行っている種目のスモールステップの手順を学び、少しずつ「できる」ことを学生に実感してもらうことを重視している。そのことが実際に指導する際に役立つと考えるからである。

実際の場面では、障がい者にスポーツ指導をする時、「工夫」をすることの大切さは理解できるが、具体的にどうすれば良いのか迷ってしまう指導者が多いように思う。そのため指導が曖昧になり、障がい者も指導者もスポーツを楽しめなくなっているのではないだろうか。こうしたことは、今後の障がい者スポーツの発展にとって大きな課題となることが予想される。スポーツ科

学を学ぶ学生には、将来、健常者と障がい者が一緒にスポーツを行う環境が整っていく時代が来ることを見据え、まずは障がい者に対するスポーツの指導方法の「工夫」の知恵を学んでもらいたい。このことが健常者と障がい者が一緒にスポーツを行う上での指導方法の確立につながっていくと考える。

4.おわりに

本稿では、障がい者へのスポーツ指導に於いて「工夫」することの大切さ、と云う点に焦点を置き、本学で開講されている「障がい者スポーツ論」授業の中では、そのことを重要に置いている旨の報告を行った。障がい者スポーツ指導員の資格取得者は、様々な場面でスポーツの指導を行う際、その対象が老若男女を問わず、その人達にあった方法で、またその人達の健康状態や身体状況に応じた仕方「工夫」し、スポーツを行う上での知恵と技術を伝えられる術を身につけることが求められる。そのため指導者には、場合によっては、スポーツの制度や仕組みを変更するためのアクションを起こさなければならない場面も生じてくるかもしれない。その際、指導者は、率先して、それぞれの障がい者や競技者に応じた内容を創造し、開発し、調整する役割を担っていくのである。

本稿で紹介した実際の授業の内容は、未だ開発の途上にあると思われる。2020年の東京オリンピック・パラリンピック大会が決定して以降、障がい者スポーツへの関心が高まる中、障がい者スポーツを管轄する官庁が厚生労働省から文部科学省に移行したこともあり、障がい者スポーツの中身や資格制度そのものも大きく変化することが考えられる。その意味で、ここで報告した内容自体にも、今後は、更に創意工夫が要求され、より質の高い改善が求められよう。将来、障がい者を含めた多くの人達へのスポーツ指導に関わっていくと思われる「障がい者スポーツ論」授業の学生には、様々なスポーツ体験はもちろんのこと、多くの人間との触れあいや、多方面に渡る学問を修得してもらいたい(1)。そのことがスポーツの指導者としての活動範囲を広め、また障がい者スポーツ指導者としても大きく成長する鍵になるのではないだろうか。

【註】

1.例えば、本学のスポーツ健康科学部カルキュラムツリー（健康トレーナーコース）では、「障がい者スポーツ論」に関連する科目として、スポーツ科学概論、健康科学概論、スポーツ政策論、スポーツ心理学、バイオメカニクス等が掲げられている。これらの諸学問を学ぶことで、障がい者スポーツ論の内容はより深められることが考えられる。

また、本学の「障がい者スポーツ論」授業では、本科目と救急処置法の授業単位を取得することで、「障がい者スポーツ指導員（初級）」資格の申請要件が与えられる。単位取得者は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会へ申請し登録することで「障がい者スポーツ指導員（初級）」になることができる。また、「障がい者スポーツ指導員」には、更に上の中級と上級の資格があり、中級を取得するためには、初級資格取得後2年以上経過し、かつ80時間以上の活動経験を有する事を条件に、中級資格取得のための講習会を受講することができる。上級は、中級資格取得後3年以上経過し、かつ120時間以上の活動経験を有する事を条件に、上級資格取得のための講習会を受講できる（障がい者スポーツ指導員資格認定細則第9条）。

【参考文献】

1. 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会編（2014）『公認障がい者スポーツ指導者制度』
2. 東海学園大学スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科（2015）『授業概要』